

道の駅サザンセトとうわ チャレンジショップ使用者を募集します

新たに起業を目指す活力ある元気な

者の観光拠点地の商業活動への参入環境づくりを図るとともに、観光拠点地の更なる交流とにぎわいの場をつくり、活性化を図ることを目的として、周防大島町総合交流ターミナル施設（道の駅）構内で実施するチャレンジショップ使用者の募集をします。

■事業主体・管理責任者

商工観光課・周防大島町総合交流ターミナル指定管理者

■名称

チャレンジショップ道の駅サザンセトとうわ

■場所

周防大島町西方1958-77

■募集店舗数

5店舗（1店舗当たり9・94㎡）

■募集業種

店舗において商品の販売または飲食もしくはサービスを提供するものとし、ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（第13条第4号を除く）に規定する営業を除きます。

■使用開始予定

令和9年4月以降

■使用料（建物等）

月額1万2000円（消費税を含む）

※使用料、水道料、電気料、下水道料、汚水樹（グリストラップ）清掃費は道の駅「指定管理者」に納入。

■使用期間

・チャレンジショップの使用期間は2年間とします。（令和9年4月1日から令和11年2月28日まで）

・使用者の申請により町長が必要と認めたときは、最大で2年間延長することができま

■応募資格

- (1)新規起業家であること
- (2)周防大島町に住所を有する人（応募時に周防大島町外の住所であつても、使用承認後、周防大島町内に住民票を移すことができる人）
- (3)個人、グループまたは法人
- (4)町税を滞納していない人
- (5)申込者または関係者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
- (6)地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない人
- (7)地方自治法施行令第167条の4第

2項各号に該当すると認められる事実があつた後2年を経過しない人でないこと。また、その人を代理人、支配人その他の使用人として使用する人でないこと

- (8)民事再生法第21条第1項または第2項の規定による再生手続き開始の申し立てをしていない人または申し立てをなされていない人
- (9)会社更生法第17条第1項または第2項の規定による更正手続き開始の申し立てをしていない人または更正手続き開始の申し立てをなされていない人
- (10)チャレンジショップ道の駅サザンセトとうわの現出店者および過去の出店者でないこと。また、その人を代理人、支配人その他の使用人として使用する人でないこと

- (11)町、周防大島町総合交流ターミナル指定管理者の指示または要請に、正当な理由なく協力しない人でないこと

■応募書類

- (1)使用申請書
- (2)事業計画（企画）書
- (3)収支予算書
- (4)団体等調書（グループ・法人の場合）

※様式は町ホームページからダウンロードできます。

■納税証明書（滞納がないことの証明書）

※申し込み方法
直接お届けください。（原則郵送不可）
※申し込み時点で遠方に居住している

等の特別な理由により申込書類の持参が困難な場合は、事前に商工観光課へご連絡ください。

■選考方法

選考委員会で応募者と面談を行い、選考基準に達した上位5人をチャレンジショップ使用者として承認します。（選考委員会は9月上旬～中旬頃開催予定）なお応募者が5人のみの場合も選考基準に達しない人は不承認となります。

■申し込み期間

8月21日（金）まで
平日午前9時～午後5時
※申し込み期間終了後は、いかなる理由があつても受け付けませんのでご注意ください。

※新規起業者の取扱い、その他募集について詳しくは、町ホームページをご覧ください。

※新規起業者の取扱い、その他募集について詳しくは、町ホームページをご覧ください。

※新規起業者の取扱い、その他募集について詳しくは、町ホームページをご覧ください。

■申し込み・問い合わせ

〒742-2301
周防大島町久賀5134（久賀庁舎2階）
商工観光課公共施設管理班
☎0820（79）1003

町ホームページ

町ホームページ



町ホームページ



▲道の駅サザンセトとうわ